

いわゆるグルーミングに関する諸外国の 規定（仮訳）

- ・イギリス
- ・ドイツ

○ 2003 年性犯罪法

第1部 性的犯罪

児童に対する性的犯罪

第15条（性的グルーミング等の後に児童と会う行為）（※1）

- 1 以下の要件を満たす場合には、18歳以上の者（A）に本条の罪が成立する。
 - (a) Aが、事前に1回以上、他人（B）と会い、又は連絡を取った後、（※2）
 - (i) Aが、故意にBと会い、
 - (ii) Aが、Bと会う意図で、場所の如何を問わず移動し、若しくは場所の如何を問わずBと会う準備をし、又は
 - (iii) Bが、場所の如何を問わずAと会う意図で移動した
 - (b) Aが、Bに対し、又はBについて、自己による関係犯罪（relevant offences）の遂行を伴う何らかの行為を、(a)(i)から(iii)に規定する、場所の如何を問わずに会っている間又は会った後に行うことを意図したとき
 - (c) Bが16歳未満であり、かつ
 - (d) AにおいてBが16歳以上であると合理的に信じていないこと
- 2 第1項において、
 - (a) 「AがBと会い、又は連絡を取った」とは、Aが、場所の如何を問わずBと会ったこと、又は発信若しくは受信の場所の如何を問わず、何らかの方法でBと連絡を取ったことをいう。
 - (b) 「関係犯罪」（relevant offences）とは、次の各号に掲げる罪又は行為のいずれかをいう。
 - (i) この部に規定された犯罪（※3）
 - (ii) （削除）
 - (iii) イングランド及びウェールズ以外の場所でなされる何らかの行為であって、(i)に規定する罪には当たらないが、イングランド又はウェールズで行われたとすれば(i)に規定する罪に当たると思料されるもの
- 3 （削除）
- 4 本条の罪で有罪判決を受けた者は、
 - (a) 略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科

- (b) 正式起訴の場合は、10年以下の拘禁刑に処せられる。

第15A条（児童との性的コミュニケーション）（※4）

- 1 以下の要件を満たす場合には、18歳以上の者（A）に本条の罪が成立する。
- (a) Aが、性的満足を得る目的で、故意に他人（B）と連絡を取り、
 - (b) 当該連絡が性的なものであり、又はBに対して（Aに対するものであれ、又は他の者に対するものであれ）性的な連絡をするよう促すことを意図したものであり、かつ
 - (c) Bが16歳未満であり、AにおいてBが16歳以上であると合理的に信じていないこと
- 2 本条において、次のいずれかに掲げる場合、当該連絡は、性的なものとする。
- (a) そのいずれかの部分が性的活動に関係するとき、又は
 - (b) 合理的な人間が、あらゆる者の意図の如何にかかわらず、どのような場合にでも、当該連絡のいずれかの部分が性的なものと考えるとき
- (a)にいう「性的活動」とは、合理的な人間が、あらゆる者の意図の如何にかかわらず、どのような場合にでも、性的なものとする活動をいう。
- 3 本条の罪で有罪判決を受けた者は、
- (a) 略式起訴の場合は、12月以下の拘禁刑若しくは罰金又は併科
 - (b) 正式起訴の場合は、2年以下の拘禁刑に処せられる。

（※1）「2003年性犯罪法」に関するイギリス内務省による説明用注記（Explanatory Note）（2015年刑事司法及び裁判所法等による改正前のもの）

[26] 第15条は、18歳以上の者（A）が、16歳未満の児童と、少なくとも事前に2回以上（注：2015年刑事司法及び裁判所法第36条により改正（後記（注2）参照））会い、又は連絡を取った後、場所の如何を問わず、当該児童と故意に会い、又は会う意図を持って移動し、かつ、会っている間又は会った後に、当該児童に対して関係犯罪を遂行する意図を有していた場合に、これを罪とするものである。Aが、当該児童が16歳以上であると合理的に信じていた場合には、犯罪は成立しない。

[27] 本条は、成人（A）が、例えば、面会、電話による会話、インターネットでの連絡などを通じて児童との接触を成立させ、当該児童に対する関係犯罪を遂行する目的で、当該児童と会えるよう、当該児童の信用や信頼を得る場合を捕捉することを企図したものである。犯罪のきっかけとなる当該児童と会う前の一連の行為は、Aが当該児童と会ったときに行いたい性的行為について会話を交わし、又はポルノ画像を送るなどの明白な性的内容を含み得る。しかし、事前に会ったり連絡を取ったりすることが、明白な性的内容を含む必要はなく、例えば、単に当該児童に水泳のレッスンをしたり、友達を通じて偶然会ったりすることでもよい。

[28] 本罪は、先行する連絡の後に、Aが、児童に対する関係犯罪を遂行する意図で、当該児童に会い、又は当該児童に会うために移動したときに成立する。意図した犯罪が実際に発生する必要はない。

[29] Aの犯罪を遂行する意図についての証拠は、Aが当該児童と会う前の両者の連絡内容から獲得され得るし、

その他の事情、例えば、Aが、縄、コンドーム及び潤滑剤を持って、児童と会うために移動したこと等から獲得し得る。

- [30] 第(2)項(a)は、先行するAの当該児童との面会又は連絡が、場所の如何を問わず行われ得ることを定める。これは、例えば、Aが、海外から児童に対して電子メールを送信したり、Aと当該児童が国際電話で話したり、Aが当該児童と海外で会うことを含む。会うための移動自体は、少なくともその一部がイングランド、ウェールズ、北アイルランド（注：2008年性犯罪令（北アイルランドに係る付随的改正）により「北アイルランド」は第15条第(2)項(b)(iii)から削除された。）の一部で行われなければならない。

(※2) 「2015年刑事司法及び裁判所法」に関するイギリス司法省による説明用注記（Explanatory Note）

- [370] 第36条（注：2015年刑事司法及び裁判所法）は、2003年性犯罪法第15条の「グルーミング」の罪を改正するものである。同罪は、現在、児童と少なくとも2回連絡を取った後、性犯罪に及ぶために当該児童と会い、又は会う準備をした者に対して適用される。本条は、被告人が事前に当該児童と会い、又は連絡を取っていなければならない回数を減らし、1回会った、又は連絡を取っただけで足りることとするものである。

(※3) 2003年性犯罪法第1部（注：第1条ないし第79条）に規定された罪を意味し、例えば、第1条（レイプ）などを含む（「性犯罪に関する刑事法検討会」配布資料8参照）。

(※4) 「2015年重大犯罪法」に関するイギリス内務省による説明用注記（Explanatory Note）

- [266] 本条（注：2015年重大犯罪法第67条）は、2003年性犯罪法に、新たに、児童との性的コミュニケーションの罪を定める第15A条を追加するものである。本罪は、性的満足を得る目的で、成人が、16歳未満の児童（ただし、当該成人が16歳以上であると合理的に信じていなかった者）と故意に（例えば、電子メール、テキストメッセージ、書面又は口頭により）連絡を取る行為について、当該連絡が、性的なものであり、又は当該児童に対して性的な連絡をするよう促すことを意図したものである場合に、これを犯罪化するものである（新たな第15A条(1)又は(2)）。本罪により捕捉されるであろうシナリオは、（招待自体が性的なものであるか否かにかかわらず）性的なコミュニケーションに児童を招待することだけでなく、チャットルームで児童と性的な会話を交わしたり、明白な性的メッセージを送信することを含む。本罪は、例えば、児童と成人との間の、通常の社会的又は教育的な相互のやりとり又は若年者相互の連絡を犯罪化しないことを確実にするよう企図されている。「性的満足」の用語は、児童のいる場で性的活動に及ぶこと及び児童に性的行為を見せることをそれぞれ禁じる2003年性犯罪法第11条（注：児童の面前で性的行為を行う罪）及び第12条（注：児童に対し性的行為を見せる罪）の犯罪の文脈で既に使用されている。第12条に関する判例法からすると、この用語が、被告人が、直ちに性的な満足を得、若しくは長期的期間にわたる計画の一環として性的満足を得るため、又はその両方のために、関連する連絡を取った場合について、いずれも成功裏に訴追することを支えることは明白である。また、判例法は、性的満足が、性的喜びや耽溺がとり得る数え切れないほどの形態をとり得ると述べ、この用語が広範な意味を有することを確認している。児童との性的コミュニケーションの罪における性的満足について、裁判所が同様の解釈を行うことが期待されている。

○ 刑法

第13章 性的自己決定に対する罪

第176条（子どもに対する性的虐待）

- 1 14歳未満の者（子ども）に対して性的行為を行い、又は、子どもに自己に対する性的行為を行わせた者は、6月以上10年以下の自由刑に処する。
- 2 子どもが第三者に対して性的行為を行うように、又は、子どもが第三者にこの子ども自身に対する性的行為を行わせるように、この子どもを決意させた者も、前項と同一の刑に処する。
- 3 犯情が特に重い事案では、1年以上の自由刑を言い渡すものとする。
- 4 次の各号に該当する者は、3月以上5年以下の自由刑に処する。
 - 一 子どもの前で性的行為を行った者
 - 二 第1項又は第2項に該当する場合以外で、子どもが性的行為を行うように、この子どもを決意させた者
 - 三
 - a) 子どもが、行為者若しくは第三者に対して、若しくはその前で、性的行為を行うように、若しくは、子どもが行為者若しくは第三者にこの子ども自身に対する性的行為を行わせるようにするために、若しくは
 - b) 第184条b第1項第3号若しくは第184条b第3項に基づく行為を犯すために（※）
文書（第11条第3項）、若しくは、情報若しくはコミュニケーション技術を用いて子どもに影響を及ぼした者、又は
 - 四 ポルノの描写若しくは記述を提示することにより、ポルノを内容とする録音物を再生することにより、情報若しくはコミュニケーション技術を用いたポルノの内容に近付きやすくすることにより、若しくは、ポルノを内容とする話をするることにより、子どもに影響を及ぼした者
- 5 第1項から第4項に規定する行為のために、子どもを提供し、若しくは斡旋することを約束し、又は、これらの行為をするよう他の者と約束した者は、3月以上5年以下の自由刑に処する。
- 6 本罪の未遂は罰する。ただし、第4項第4号及び第5項による行為はこの限りではない。第4項第3号による行為は、自己の影響力が子どもに及ぶと行為者が誤信してい

たことのみが既遂に至らなかった原因である場合には、その未遂を罰する。

- (※) 第 184 条 b 第 1 項第 3 号 (児童ポルノの製造)
- 第 184 条 b 第 3 項 (児童ポルノの調達・所有)